

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 10 日（火）第3091号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知（5件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 3
- 公有水面の埋立ての免許（漁港漁場課取扱い） 3
- 肥料の登録（食の安全推進課取扱い） 5
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の決定（3件）（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 6
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 7

公 告

- 一般競争入札公告（生活衛生課取扱い） 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 9

奄美大島海区漁業調整委員会指示

- アサヒガニの採捕についての指示（奄美大島海区漁業調整委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年 3 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市財部町下財部字中段5033番1，5033番3，5056番，5057番1，字尾竹5073番1，財部町南俣字九日田5462番1，5462番2，5463番4，5464番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年10月17日農林水産省告示第1555号（三に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
曾於市大隅町月野字道ヶ迫4307番2，4307番3，4308番2，4308番4，4308番5，4309番2から4309番5まで，4313番2，財部町南俣字山神段7384番6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年7月25日農林省告示第1305号（一に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市末吉町岩崎字平楠1099番，字街道口1699番2，1699番3，字後弁当1702番1から1702番3まで，字前ノ平3584番1，字菅牟田上4389番3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
えびす薬局	始良市加治木町木田3980番地 1	平成27年 3月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第176号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 免許年月日

平成27年3月2日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

肝属郡南大隅町佐多伊座敷字伊座敷3875番19の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D. L. +3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から⑳の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.50メートルにより決定）、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D. L. +3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、㉒の地点から㉓の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.50メートルにより決定）及び①の地点と㉓の地点を結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 伊座敷漁港内の西防波堤天端に設置された伊座敷漁港四等三角点（北緯31度05分49.8382秒，東経130度41分29.3547秒）（以下「基点」という。）から201度19分12秒114.31メートルの地点

②の地点 ①の地点から86度30分33秒18.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から356度30分33秒0.90メートルの地点

④の地点 ③の地点から86度30分33秒3.69メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から176度30分33秒46.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から279度02分11秒11.51メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から6度17分04秒21.93メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から350度59分28秒0.75メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から328度23分38秒0.50メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から306度43分12秒0.49メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から298度09分22秒0.49メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から272度53分31秒2.86メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から255度36分07秒0.55メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から232度30分25秒0.67メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から212度44分13秒0.33メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から199度51分25秒2.09メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から200度36分45秒6.45メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から272度53分31秒1.08メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から185度35分45秒1.96メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から222度53分14秒1.16メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から186度43分31秒4.94メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から279度30分12秒6.02メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から5度25分48秒4.30メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から353度27分54秒1.18メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から5度11分28秒2.22メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から276度06分51秒0.89メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から353度27分54秒3.33メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から353度26分51秒1.76メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から6度33分51秒19.64メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から3度55分38秒0.95メートルの地点

(3) 面積

831.6平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

肝属郡南大隅町佐多伊座敷3875番1の地内、3875番19の地内並びに3958番+3958番2+4035番+4036番+4041番+道の地先国有海浜地及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域
 アの地点 基点から200度04分57秒222.89メートルの地点
 イの地点 アの地点から7度30分00秒104.92メートルの地点
 ウの地点 イの地点から86度30分33秒55.46メートルの地点
 エの地点 ウの地点から176度30分33秒83.84メートルの地点

(3) 面積

6,019.6平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

鹿児島県告示第177号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
 平成27年 3 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1315号	平成27年2月27日	平成33年2月26日	肉骨粉	牛の恵	窒素全量 7.5 りん酸全量10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

鹿児島県告示第178号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 3 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1107号	平成33年4月2日	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本産業株式会社	大分県佐伯市大字上岡1237番地の1
鹿児島県肥第1108号	平成33年4月2日	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本産業株式会社	大分県佐伯市大字上岡1237番地の1

鹿児島県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）大薄第三地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年 3 月 10 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成27年3月11日から同年4月7日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）岩山地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月11日から同年4月7日まで
- 3 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

鹿児島県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）伊唐地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月11日から同年4月7日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地課

鹿児島県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（区画整理）上名地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月11日から同年4月7日まで
- 3 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月10日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南九州市穎娃町御領字堂免村7205番1地先から同市穎娃町御領字牛牧7192番3地先まで	前	9.6～30.8	118.5
			後	10.9～24.2	118.5

大島支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成27年3月10日

大島支庁長 本重人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
名瀬徳洲会介護センター	奄美市名瀬朝日町28番地1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	鈴木 隆夫	平成27年3月1日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年3月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
伝達性海綿状脳症用E L I S Aキット
予想使用数量7,600検体分（予定検査頭数）
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項

各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、当該E L I S Aキットで検査を実施した場合の1検体当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月26日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）1-A-2会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号

(イ) 交付期限 平成27年3月25日午前11時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2788
ファックス番号 099-286-5562
- 11 その他
(1) この入札は，この調達に係る平成27年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は，平成27年4月1日に確定する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年3月10日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRバイオハザードゼロ	株式会社大一商会	4P1192
ぱちんこ遊技機	CRA夜王 GLA	株式会社ソフィア	5P0023
ぱちんこ遊技機	CR甦りぱちんこ～花満開～M	株式会社ソフィア	5P0025
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー宇宙戦艦ヤマト	株式会社三共	5P0032
ぱちんこ遊技機	CRフィーバー宇宙戦艦ヤマトR	株式会社三共	5P0037
ぱちんこ遊技機	CRヤッターマンYMA	株式会社サンスリー	5P0033
回胴式遊技機	オキフェスDX-30	株式会社パイオニア	5S0056

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第26-4号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について，漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により，次のとおり指示する。

平成27年 3 月 10 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限
甲長 8 センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5 月 1 日から 7 月 31 日まではアサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31 日までとする。